

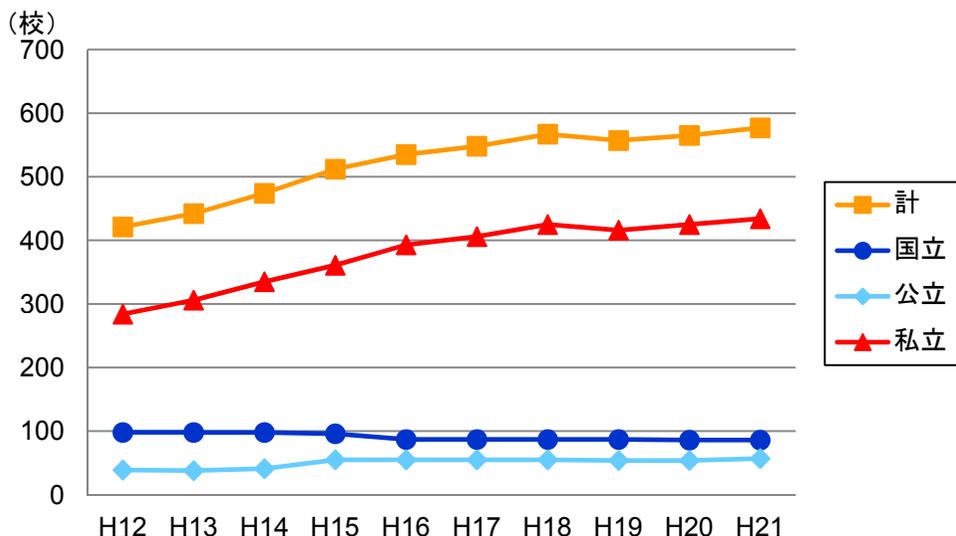
今後の審議事項 関連データ

**1. 求められる知識・技能の高度化に
対応した進路選択・学修機会の充実**

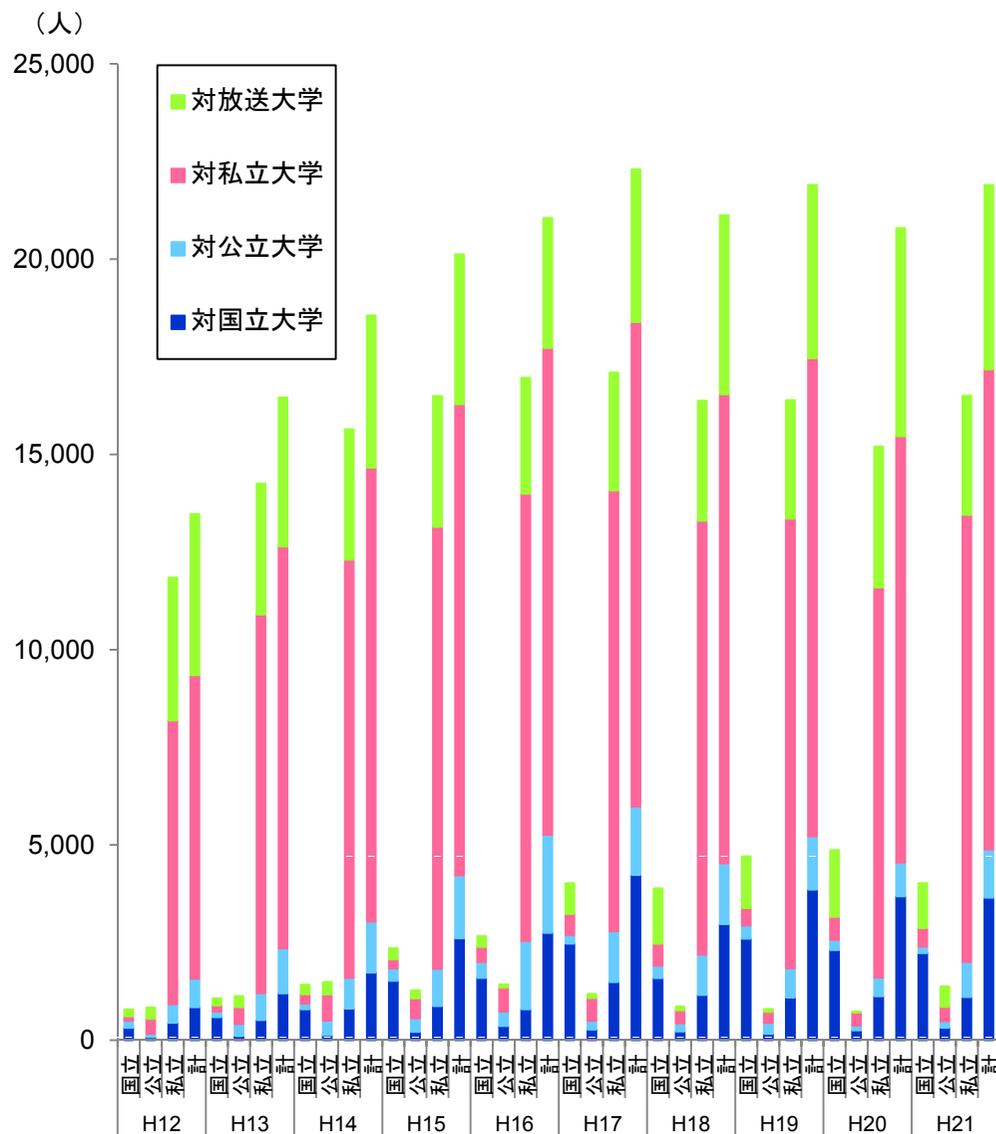
国内の大学との単位互換制度の実施状況

大学間での単位互換制度を設けている大学数は増加傾向にあるが、送り出した人数はほぼ横ばいで推移している。

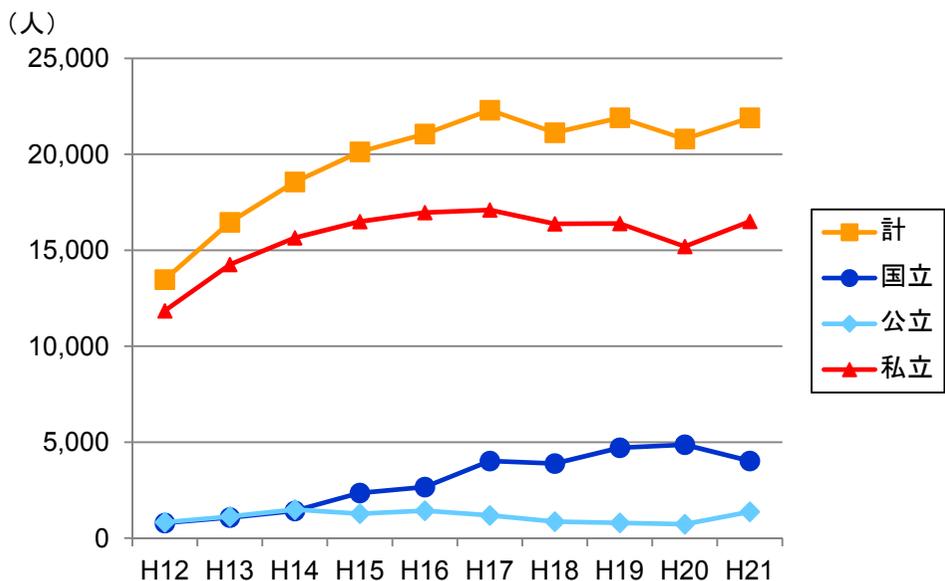
1. 大学間での単位互換制度を設けている大学



2. 単位互換制度に基づき、他大学に送り出した人数 (内訳)



2. 単位互換制度に基づき、他大学に送り出した人数 (推移)



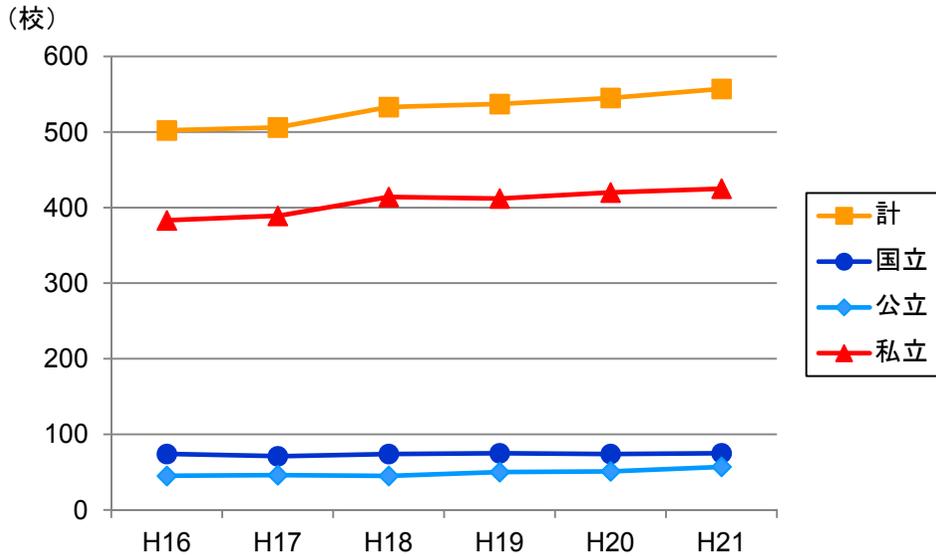
・H20、H21は国内の大学と単位互換に関する協定を締結している大学
 ・H22は震災により調査を実施せず、H23は現在調査準備中。

(文部科学省調べ)

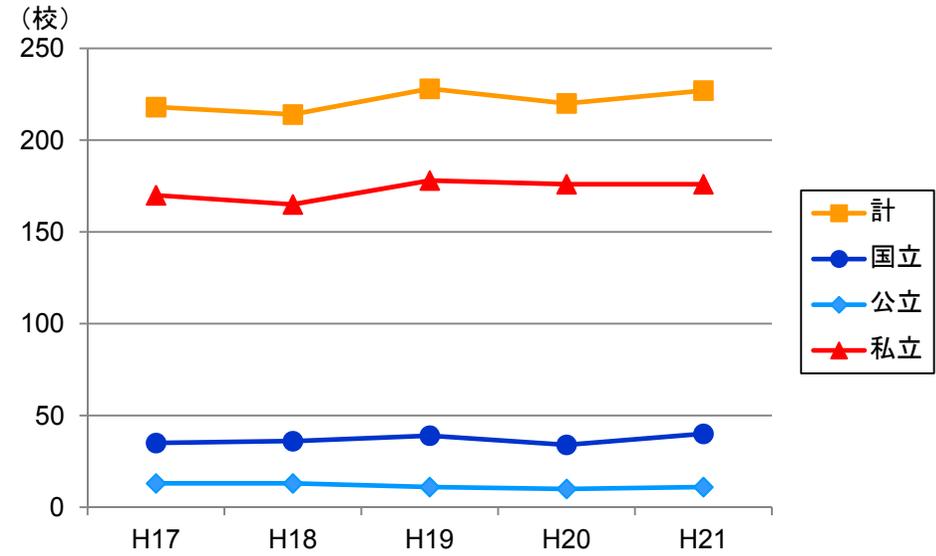
転入学に関する状況

転入学制度を設けている大学数はほぼ横ばいで推移しているが、実際の受入れ数は減少傾向にある。

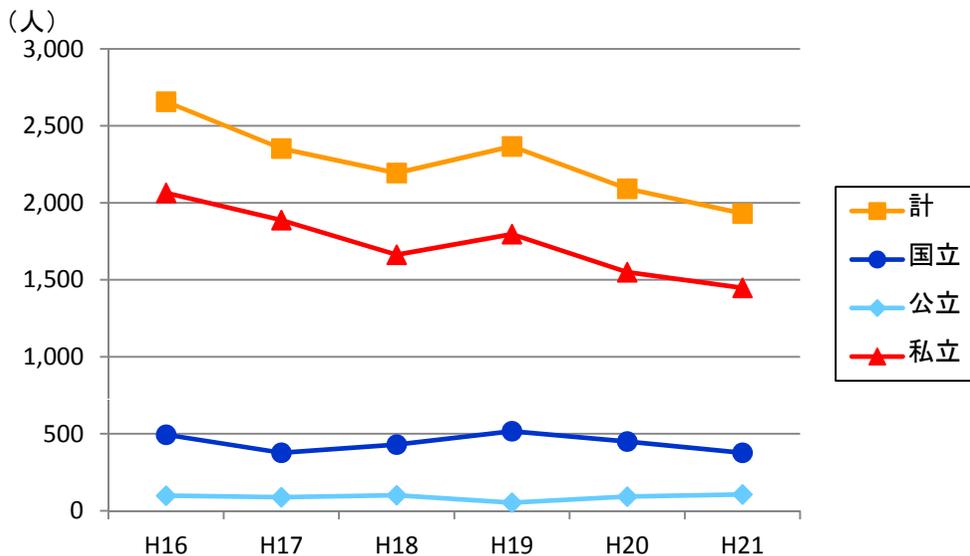
1. 学部段階で転入学制度を設けている大学数



2. 学部段階で実際に転入学により学生を受け入れた大学数



3. 転入学により受け入れた学生の数

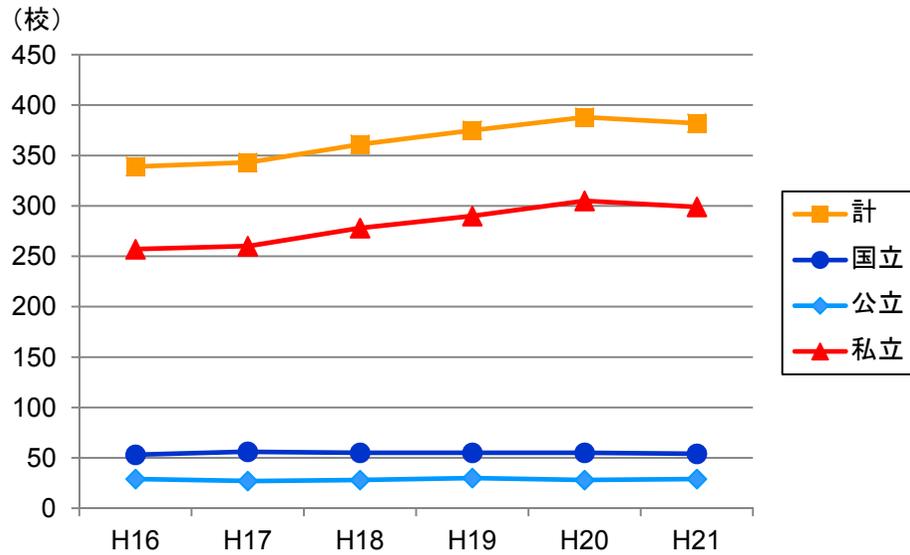


・H22は震災により調査を実施せず、H23は現在調査準備中。
 ・3. については、放送大学への転入学人数は含まれていない。

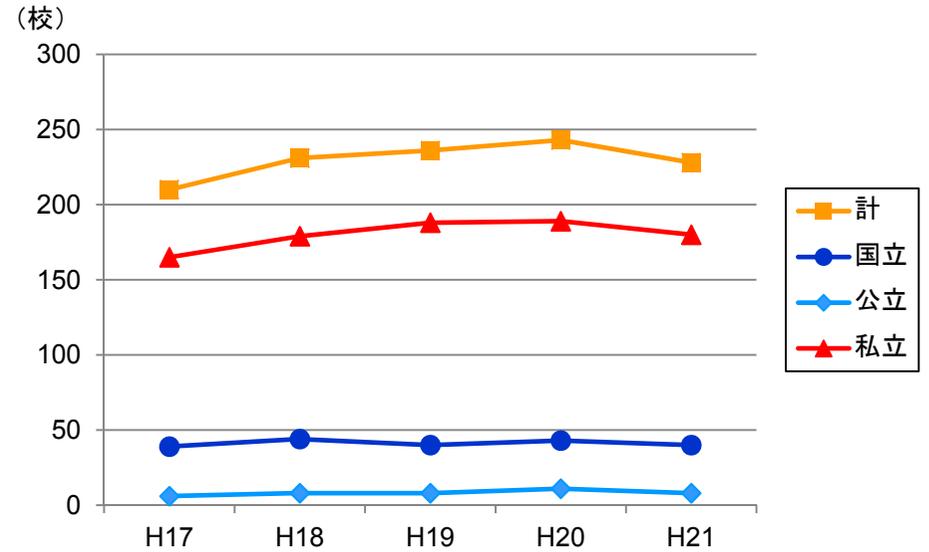
転学部に関する状況

転学部制度を設けている大学数はほぼ横ばいで推移しているが、実際の受入れ数は減少傾向にある。

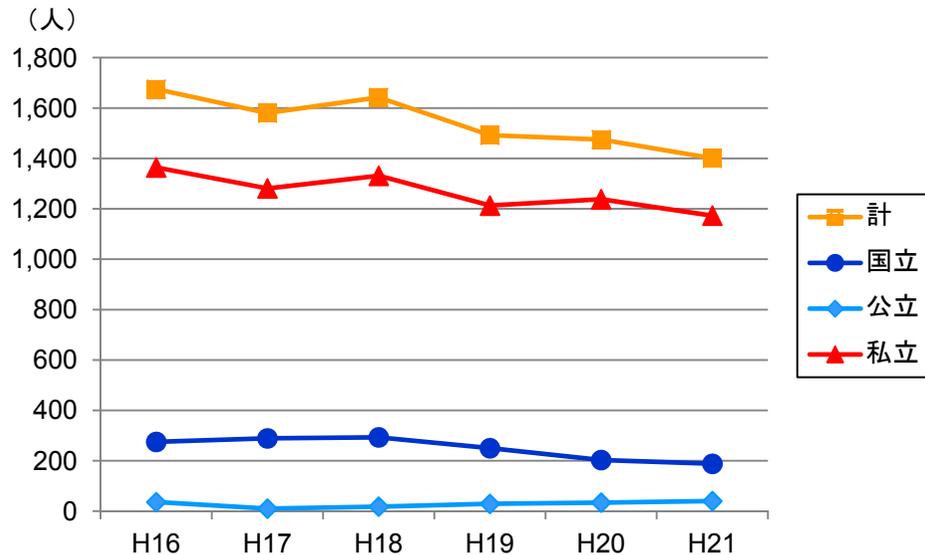
1. 転学部制度を設けている大学数



2. 実際に転学部が行われた大学数



3. 転学部した学生の数



・H22は震災により調査を実施せず、H23は現在調査準備中。

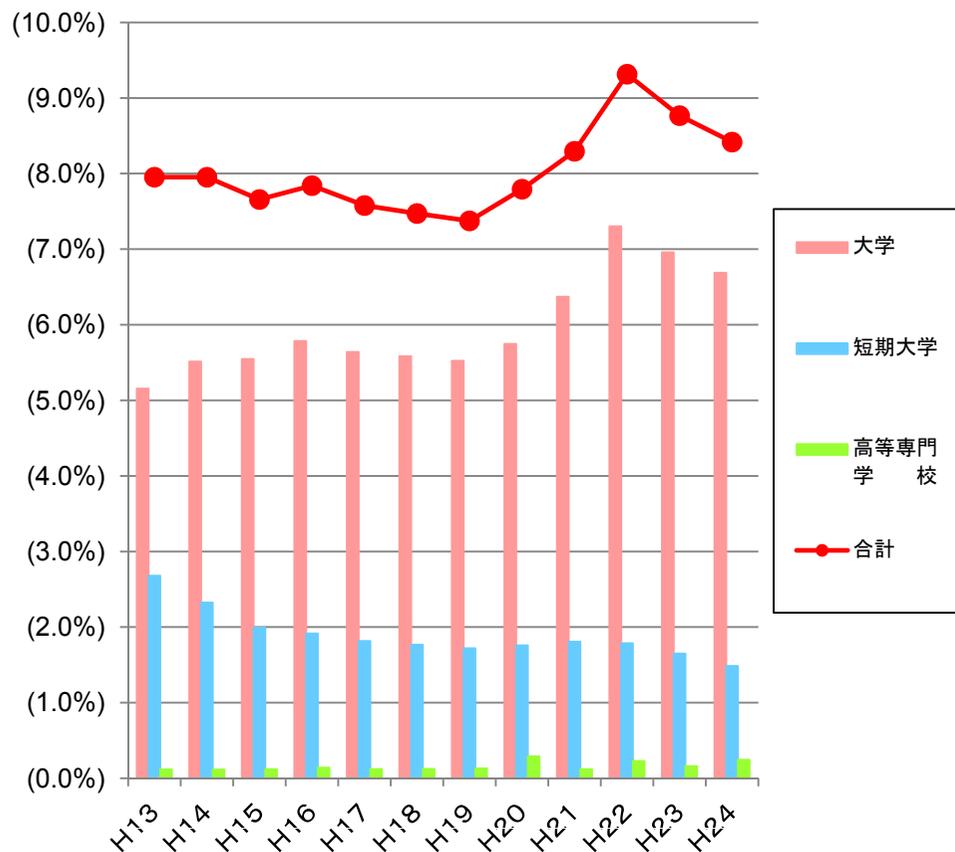
(文部科学省調べ)

短大等卒業生の大学編入学状況及び大学・短大等卒業生の専門学校への入学状況

近年、専門学校修了者の大学への編入学や、大学・短大等卒業生の専門学校への入学など、学生の進路選択も複雑化。

1. 大学・短大等卒業生の専門学校への入学状況

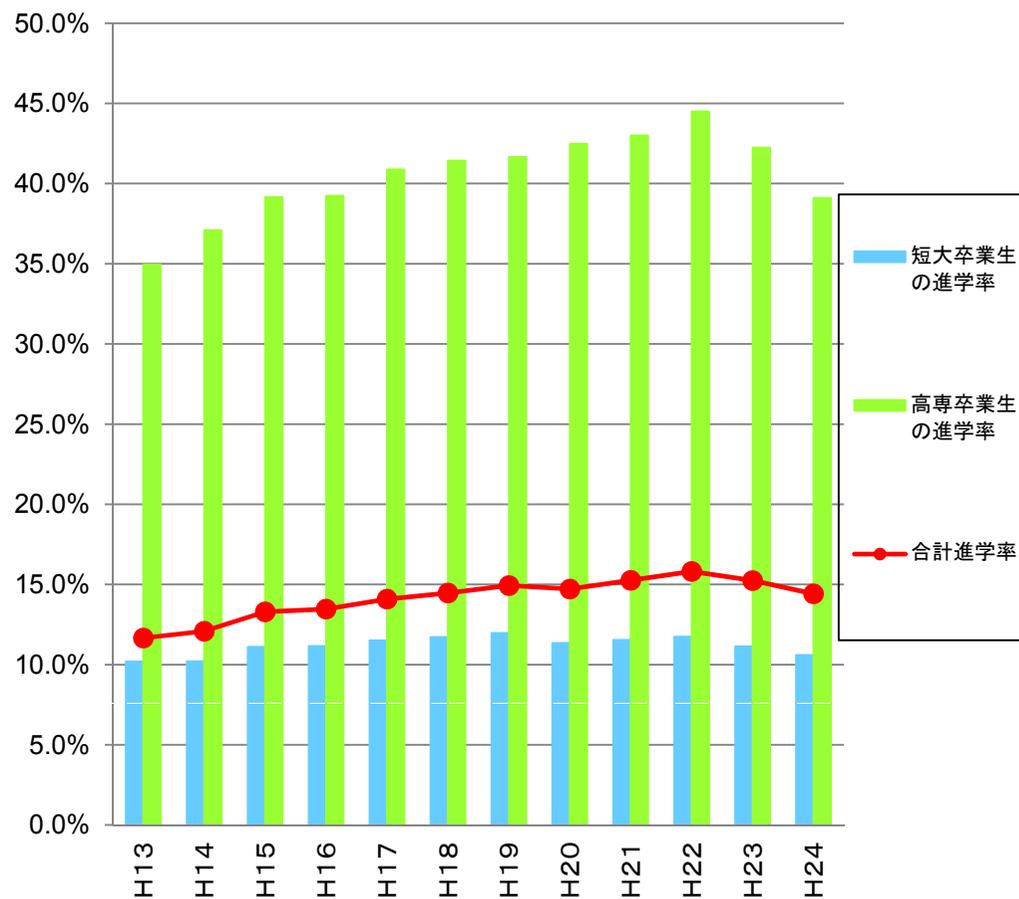
(%) 専門学校入学者数に占める大学・短大等卒業生の入学者の割合



(学校基本調査)

2. 短大・高専卒業生の進学状況

(%) 短大・高専卒業生に占める進学者の割合



(学校基本調査)

・卒業生とは当該年度3月の新卒者数(短期大学は本科)
 ・進学者とは大学学部、短期大学本科・専攻科・別科へ進学する者
 ・H24は速報値

授業期間について

「大学教育の改善について」（平成3年・大学審議会答申）から抜粋

○35週の年間授業週数

35週にわたって授業日数を確保する旨の規定については、現実には定期試験等の日数を含め35週確保するのはなかなか困難であるとの指摘もあるが、今後、大学の教育機能を強化していく観点からも、授業日数に関する共通の枠組みとして規定しておくことが適当であると考えられる。

○授業科目の実施期間

各授業科目の授業は10週又は15週を単位として行う旨の規定は、それぞれ3学期制、2学期制に対応し、各授業もこれらを単位として完結的に行われるべきものであるという趣旨であるが、一般に、我が国の大学では、週2時間の通年授業を中心にカリキュラムが組まれているのが現状であり、今後、教員・学生の国際交流、学生の学習効果等の観点から、学期の区分によって授業が完結されるべきであるという本規定の趣旨が積極的に活用されることが期待される。

（外国語の演習、体育実技等の）授業科目は、比較的短期間に集中して履修することで高い学習効果が期待できることから、集中講義、実技の合宿など短い授業期間で授業を実施し得る。この例外規定についても、大学の現場では、必ずしもその趣旨が十分理解されていないのが実情であり、各大学での活用が望まれる。

【平成3年の大学設置基準の改正】

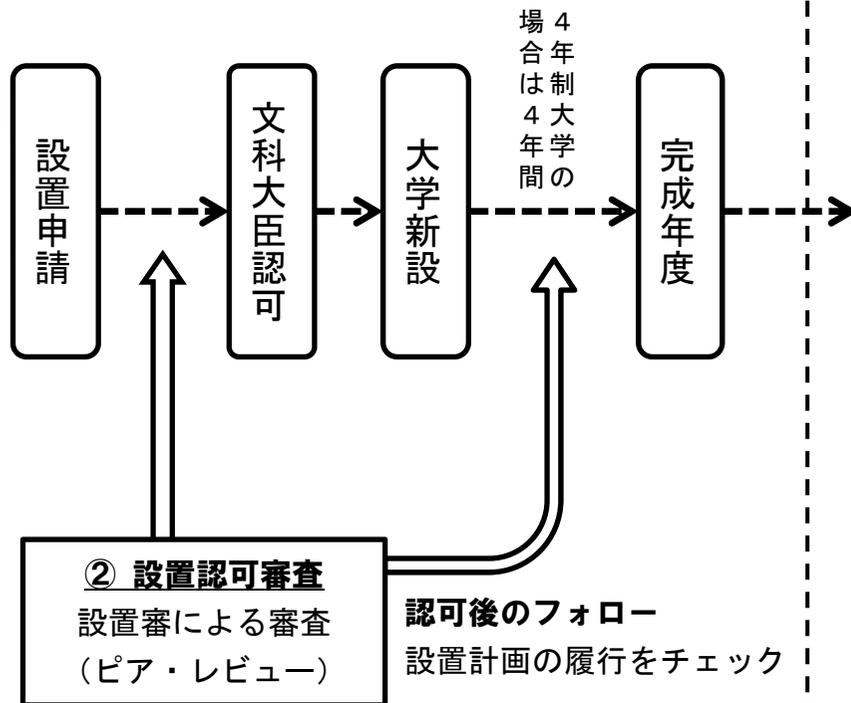
「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りではない。」

「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。」

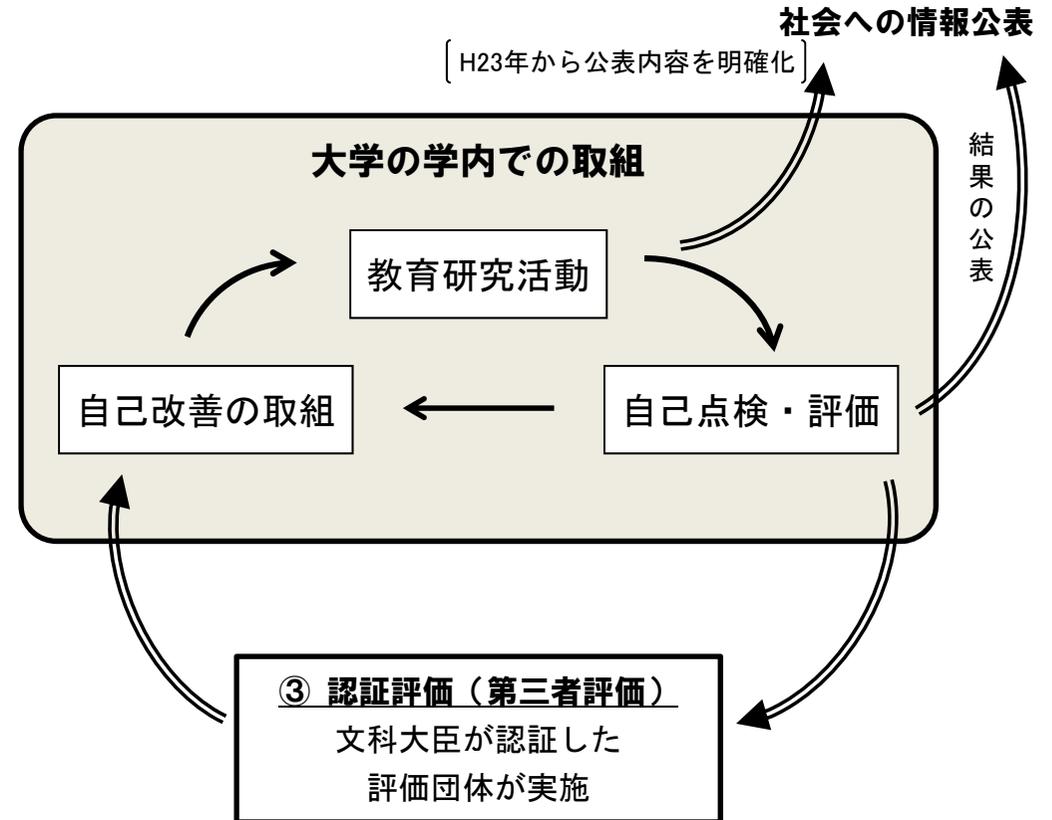
2. 教学の質保証の充実

我が国の大学の質保証のイメージ図

【1. 大学の設置申請から完成年度までの質保証】



【2. 恒常的な質保証】



今後、自主的な分野別の質保証も進展
また、各大学が重視する機能に着目した評価も

① 大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める (教育研究水準を確保)

大学の設置（認可又は届出）の総件数

- 設置届出制の導入後、設置総件数は増加したが、最近5年間は減少傾向。
- 組織改編全体の過半を届出設置が占める。

(16年度58.5%, 17年度67.6%, 18年度73.9%, 19年度68.8%, 20年度74.8%, 21年度75.1%, 22年度77.2%, 23年度74.9%, 24年度78.3%)

設置（認可又は届出）の総件数の推移

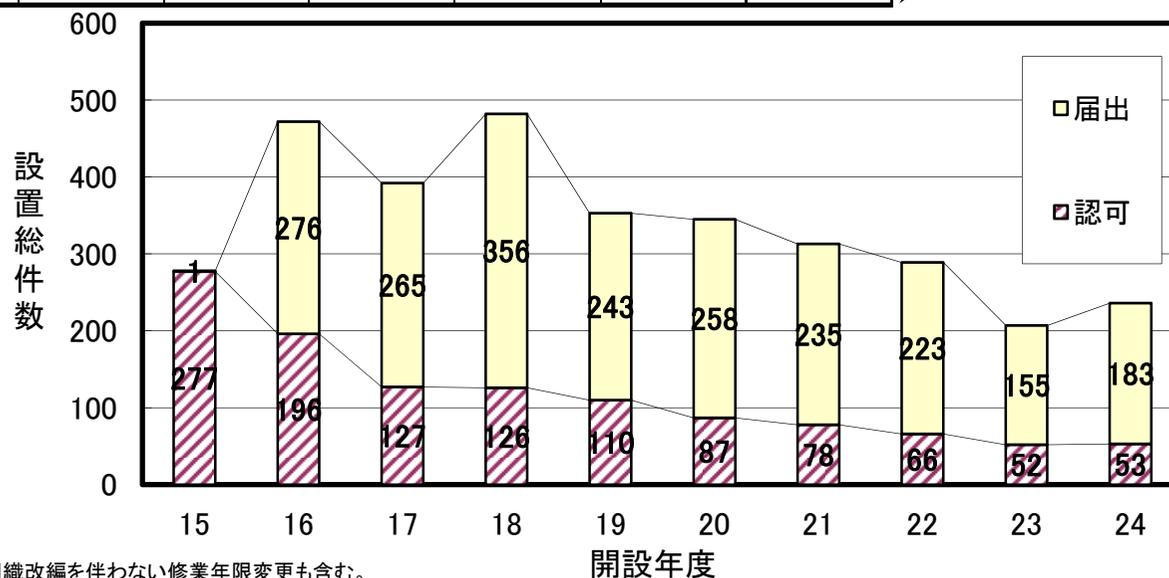
平成15年4月から設置届出制を導入
(平成16年度4月設置・開設分)

開設年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
認可	277	196	127	126	110	87	78	66	52	53		
届出	1	276	265	356	243	258	235	223	155	183		
設置総件数	278	472	392	482	353	345	313	289	207	236		
総数の事項別内訳	大学・短大	155 (1)	249 (194)	213 (165)	315 (260)	224 (175)	218 (174)	196 (146)	164 (133)	124 (102)	104 (86)	
	大学院	123 -	223 (82)	179 (100)	167 (96)	129 (68)	127 (84)	124 (89)	118 (89)	83 (52)	140 (105)	
	公立	大学・短大	7 (1)	6 (1)	12 (5)	21 (18)	15 (14)	19 (18)	10 (7)	7 (7)	3 (1)	8 (7)
	大学院	24 -	26 (11)	15 (5)	26 (19)	15 (6)	22 (13)	22 (13)	14 (9)	10 (6)	10 (7)	
	小計	31 (1)	32 (12)	27 (10)	47 (37)	30 (20)	41 (31)	32 (20)	21 (16)	13 (7)	18 (14)	
	私立	大学・短大	148 -	243 (193)	201 (160)	294 (242)	209 (161)	199 (156)	179 (139)	157 (127)	121 (101)	97 (80)
大学院	99 -	197 (71)	164 (95)	141 (77)	114 (62)	105 (71)	102 (76)	104 (80)	73 (47)	121 (89)		
小計	247 -	440 (264)	365 (255)	435 (319)	323 (223)	304 (227)	281 (215)	261 (207)	194 (148)	218 (169)		

薬学関係博士課程（4年制）の認可・届出が集中
(認可) 公立：0 私立：10
(届出) 公立：3 私立：28

法科大学院の認可が集中
公立：2 私立：46

薬学関係学科の届出が集中
公立：6 私立：62



(注1) 件数は、設置組織数ベース。

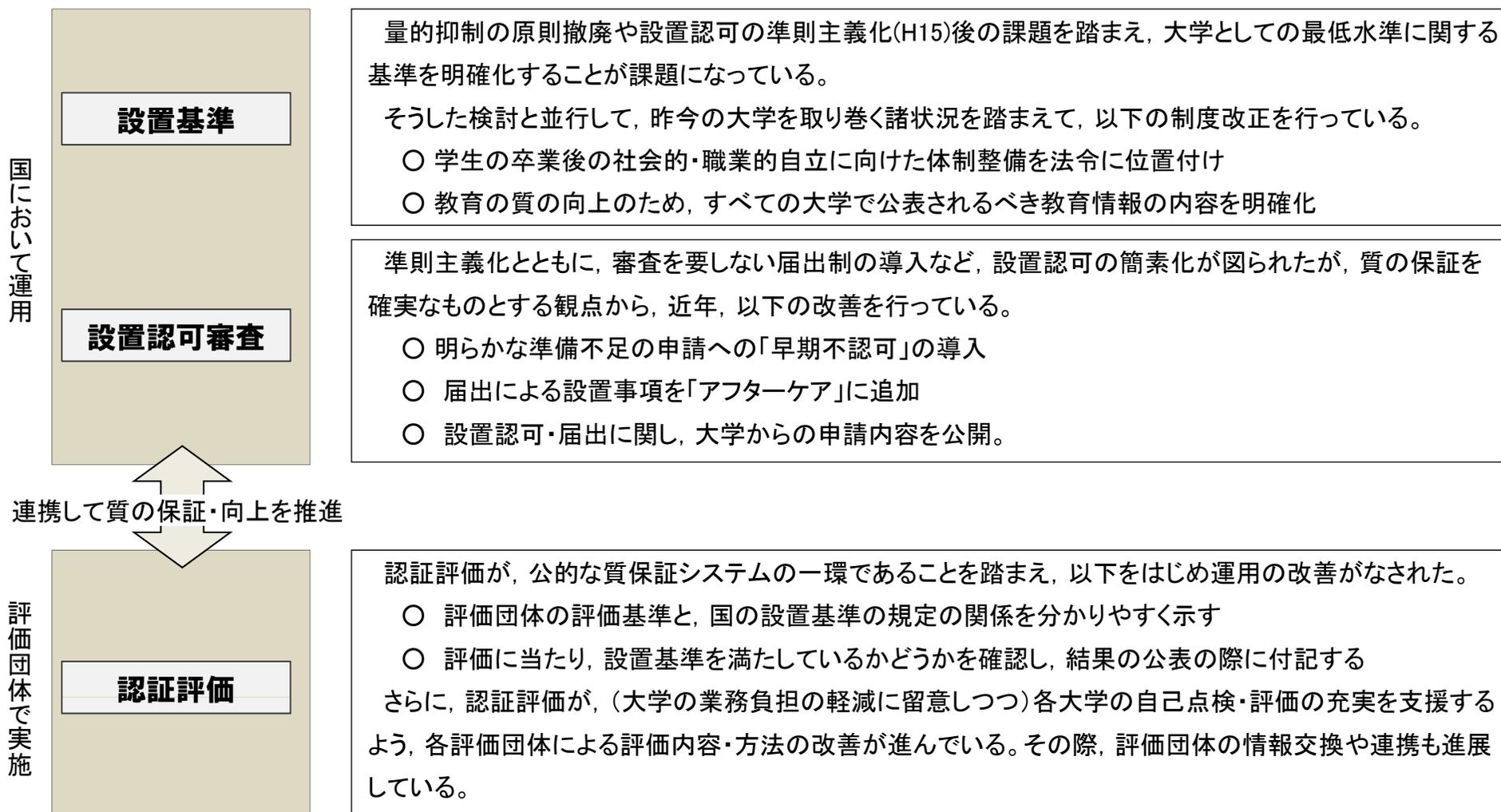
(注2) 事項別内訳の括弧内は、届出による内数。

(注3) 平成18年度開設の薬学関係学科については、形式的な組織改編を伴わない修業年限変更も含む。

(注4) 平成24年度開設の薬学関係博士課程(4年制)については、形式的な組織改編を伴わない修業年限変更も含む。

公的な質保証システムの再構築

- 平成21年以降、中教審大学分科会では、制度面に着目した検討を進め、特に公的な質保証システムとしての設置基準、設置認可審査、認証評価に関する改革を提言してきた。
- これらは、大学の教育活動が一定の内容・水準をもって継続的になされるための条件整備とともに、各大学での主体的な改革が実質的に機能することを促す上で重要な役割を果たす。



大学設置基準の明確化が求められる例

サテライト・キャンパス＝校舎及び附属施設以外の場所(大学設置基準第25条第4項)

大学設置基準(抄)

(授業の方法)
第二十五条

(略)

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づく大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

平成十五年文部科学省告示第四十三号(大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づく大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合)

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について次のように定める。

記

平成十五年三月三十一日

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
- 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

附則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

認証評価制度について

I. 認証評価の概要

国公立の全ての大学は、7年以内に1回、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けなければならない。（平成16年4月施行）

加えて、専門職大学院は、5年以内ごとに認証評価を受けなければならない。

1. 認証評価を定義する観点

- ◆各大学の状況が、設置基準等の法令に適合していることの確認。
- ◆各大学の自主的・自律的な質保証、向上の取組の支援。
- ◆各大学の特色ある教育研究の進展の支援。

2. 認証評価の定義

- ◆認証評価の評価基準は、文部科学省令で大枠が定められており、それを踏まえた具体的な評価基準は、各認証評価機関が定めている。
- ◆認証評価の方法は、各認証評価機関の主体的な判断により実施するものであるが、①自己点検・評価の結果分析、②教育研究活動等の状況についての実地調査は、必ず行う必要がある。

(参考)学校教育法

第109条（略）

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間（7年以内）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けらるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間（5年以内）ごとに、認証評価を受けらるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

評価制度の抜本改革

(1) 評価を通じた質の保証・向上の促進

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

【現状】

現在の認証評価は、法令適合性など最低基準の確認が中心。



- ・ 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価への転換。
- ・ 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信すること。
- ・ 認証評価を通じて学習成果の把握・検証を促進すること。

【施策】

①機能別評価の導入 ～多様な大学の状況に応じた評価へ～

大学の多様性に対応した評価を行うため、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動(国際的な教育活動、教養教育、地域貢献等)に重点を置いた評価を実施。

⇒新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。

②大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発

大学の強みや特徴を明らかにし、大学間や専門分野間で比較可能で、客観的な指標を開発。

⇒各大学における機能強化等の達成目標、大学関係予算の採択・配分、機能別評価の評価指標として活用。

③学習成果を重視した評価 ～インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ～

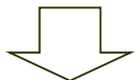
教育目的や教員数など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。

⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。

(2) 評価の効率化

【現状】

大学は、複数の評価に対応しており、評価疲れなどの指摘。



- ・ 情報公表や評価制度間の連携を図ることにより、評価業務の効率化を図ること。

【施策】

①「大学ポートレート」の活用 (※ 平成24年度から先行実施、平成26年度から本格実施)

「大学ポートレート」等を用いて、積極的に情報公表に取り組む大学については、認証評価機関の判断により、評価を簡素化できるようにする。⇒認証評価を簡素化するための要件や共通的な仕組みを規定。

②認証評価と国立大学法人評価の一体的実施

国立大学法人の中期目標の達成状況の評価にあたり、認証評価と一体的に実施し、その結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

(3) 社会との関係の強化

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】

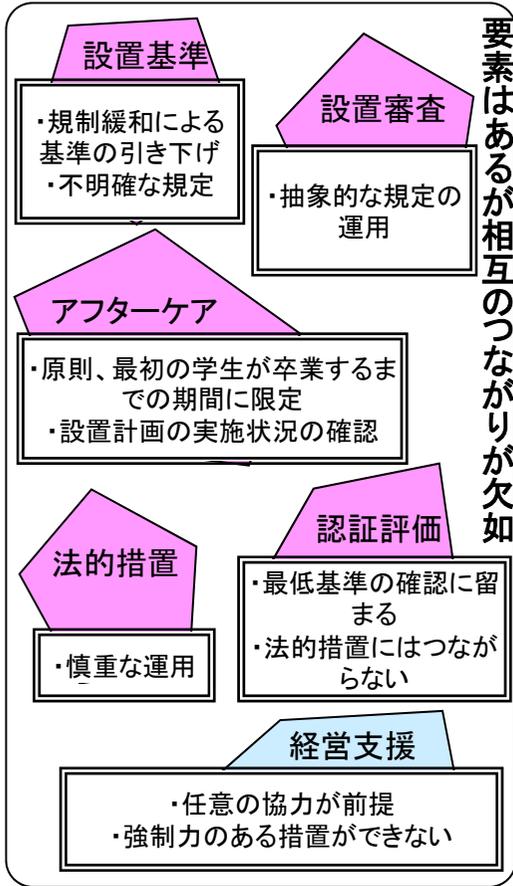
- ・ 認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く
- ・ 認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する
- ・ 評価制度の不断の改善のための調査研究の実施

認証評価機関の共通的な取組として位置づけ

大学の質保証の徹底推進【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)】

大学改革実行プラン

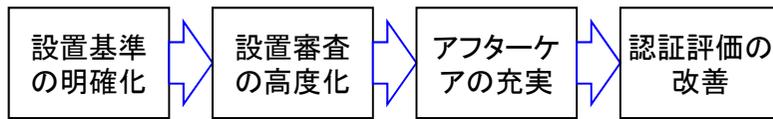
これまでの取り組みと課題



H24年度から直ちに実施

教学の質保証のトータルシステムの確立

設置基準の明確化等による一貫したシステムにより、大学の質を確実に保証する。

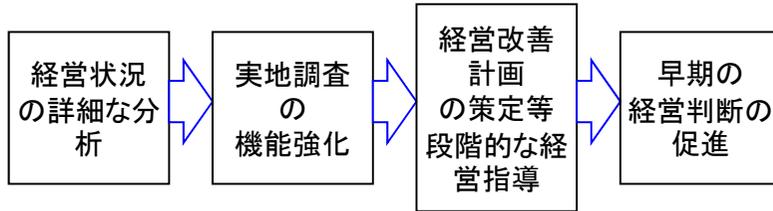


法令違反等、教学上問題がある大学に対しては、改善勧告・改善命令・組織廃止命令(学校教育法)

社会のステークホルダーの信を得られる質の高い大学を保証するシステム

早期の経営判断を促進するシステムの確立

経営上の課題を抱える学校法人について、実地調査等を経て早期の経営判断を促進する。



経営改善の見込みがなく、教育の継続に悪影響を及ぼす学校法人に対しては、役員解職勧告・解散命令(私立学校法)

社会変化に適應できない大学等の退場

(必要により、法令上の措置も検討)

メリハリある私学助成や経営指導・支援を積極的に行う。

大学としてふさわしい実質を有するものについては、それぞれの特性を活かした機能別分化に応じた適切な支援を進める。
→教育水準が保証された、多様な教育機会を国民に保障

私大・短大の募集停止、再編・統合

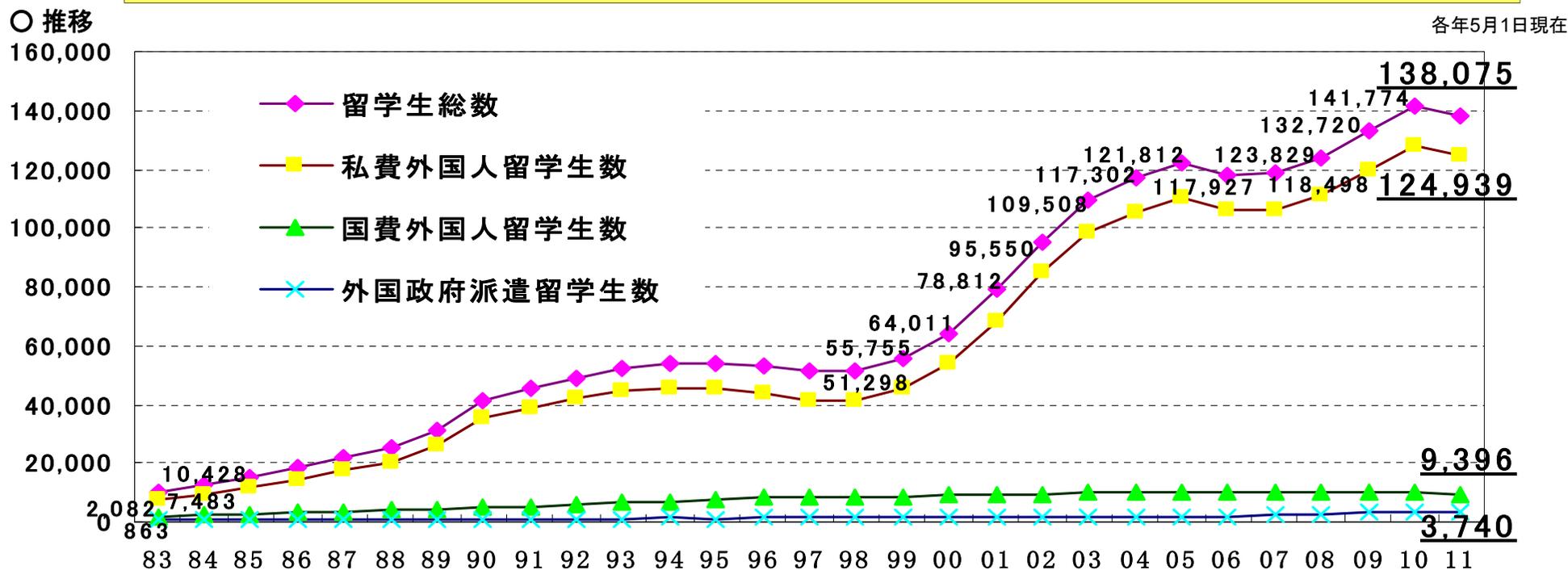
	募集停止		再編・統合
	大学	短大	
15-19年度	2大学	30短大	0校
20-24年度	8大学	25短大	11校

慶應大・共立薬科大
関西学院大・聖和大
上智大・聖母大
など

3. わが国の大学のグローバル化の推進

外国人留学生の受入れの現状

外国人留学生の受入れは増加傾向にあったが、2011年(平成23年)は東日本大震災の影響もあり減少。



○ 出身国・地域別

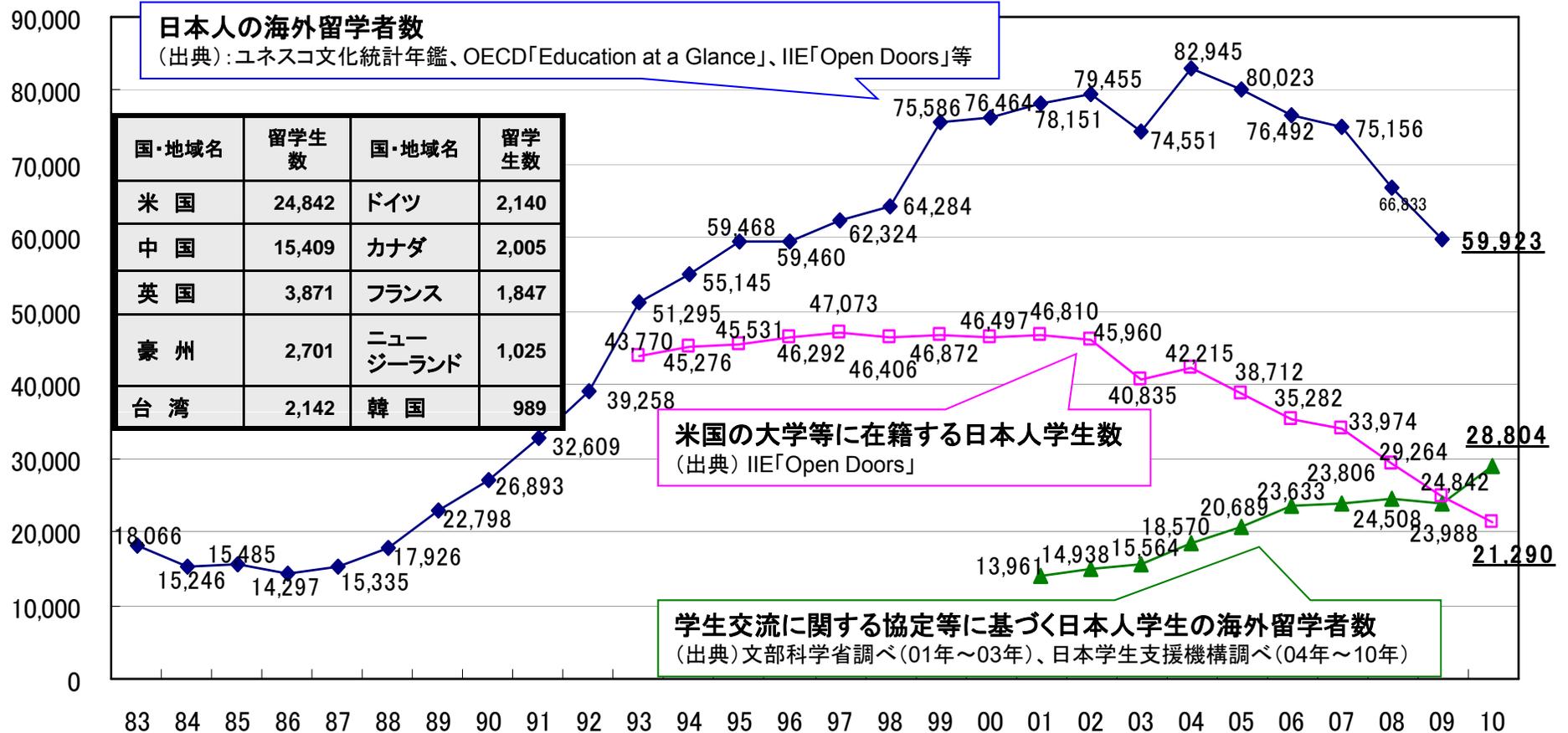
平成23年5月1日現在

国・地域名	留学生数(うち短期留学生)	国・地域名	留学生数(うち短期留学生)
中国	87,533 (3,434)	インドネシア	2,162 (185)
韓国	17,640 (1,205)	ネパール	2,016 (15)
台湾	4,571 (605)	米国	1,456 (877)
ベトナム	4,033 (149)	バングラデシュ	1,322 (19)
マレーシア	2,417 (33)	その他	12,529 (3,063)
タイ	2,396 (299)	合計	138,075 (9,120)

(日本学生支援機構調べ)

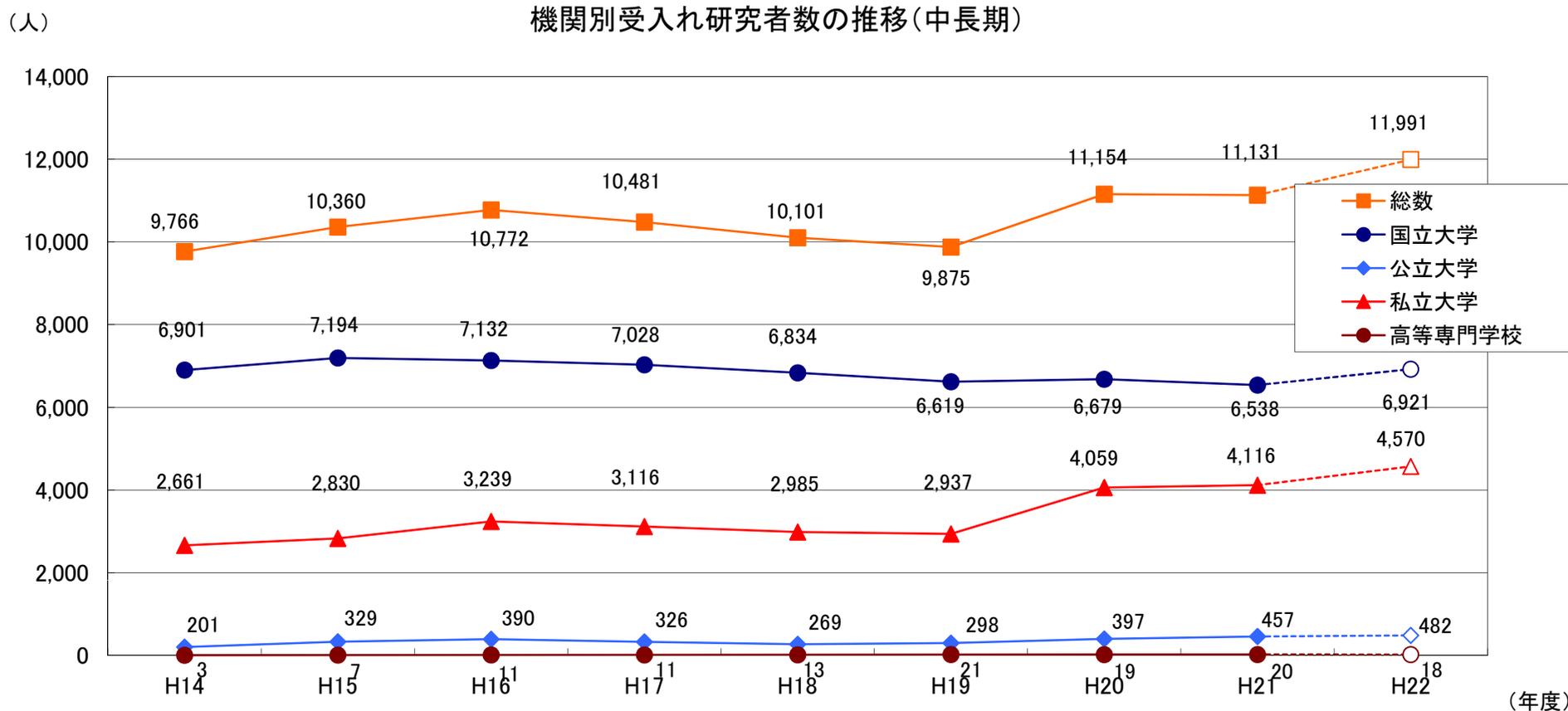
日本人の海外留学の状況

海外留学する日本人学生数は、2004年の8.3万人をピークに2009年は28%減の6.0万人。米国への減少が著しい。一方、交流協定による交流は増加。



外国人研究者の受入れの現状

外国人研究者の受入れは国立大学等に次いで私立大学の受入れが多くなっており、総数は増加傾向にある。



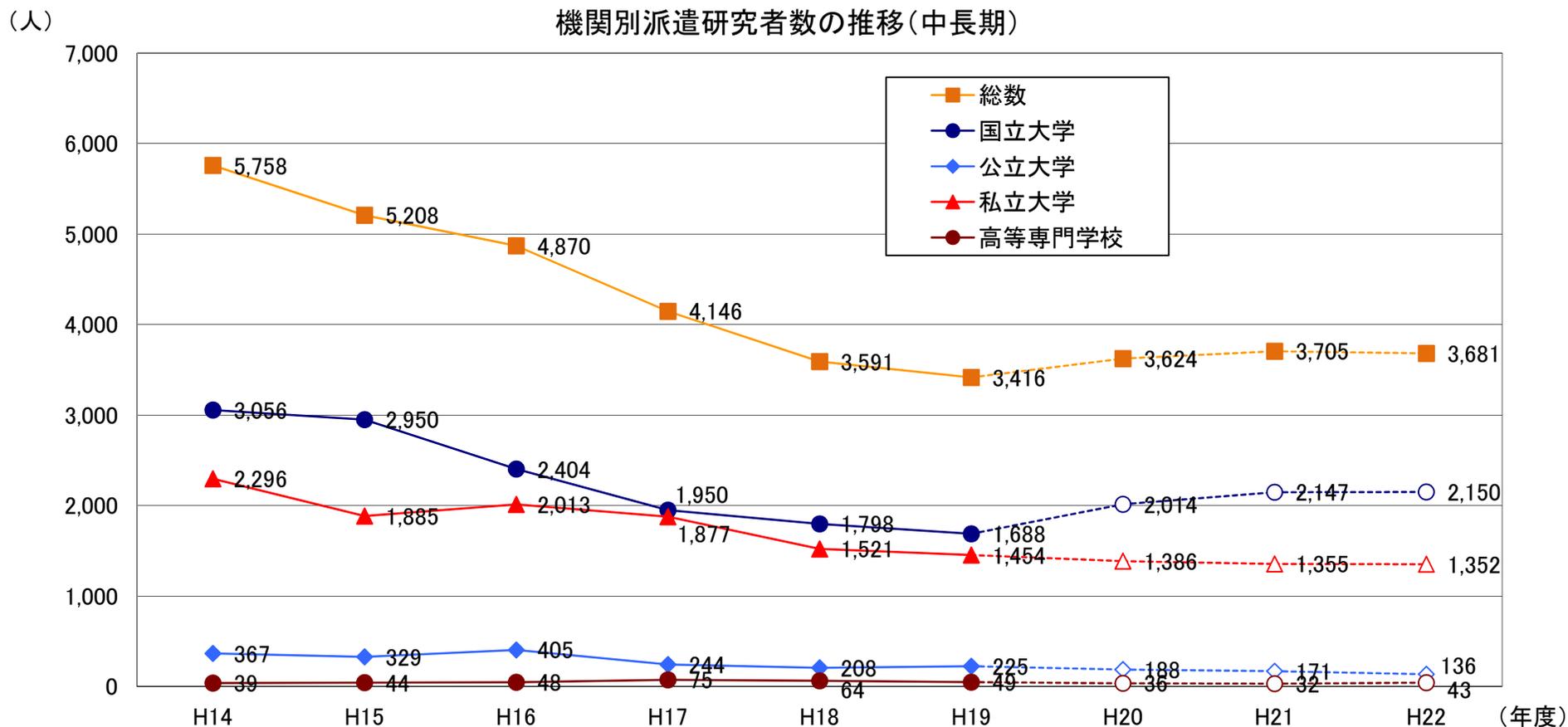
(文部科学省「国際研究交流の概況(平成22年度)」を元に高等教育企画課が作成)

<参考>

- ・調査対象期間:平成22年4月～平成23年3月。1か月(30日)を超える期間を中長期としている。
 - ・総数のうち、独立行政法人等は含まない。
 - ・機関別のうち、国立大学は、大学共同利用機関4法人を含まず、国立短期大学を平成9年度から調査対象に追加している。(ただし、国立短期大学は平成17年度までに国立大学と再編・統合されている。)
 - ・公私立大学は、平成9年度から調査対象に追加している。
 - ・高等専門学校は、国立高等専門学校を平成12年度から、公私立高等専門学校を平成22年度から調査対象に追加している。
 - ・受入研究者:機関で雇用している(非常勤も含む)外国人教官・研究員等、及び共同研究・学会・講演会・シンポジウム等で招へい・来日した外国人研究者
 - ・派遣研究者:機関に本務を置く者で、外国で行われる共同研究・学会出席・研究のための資料収集・研修など、研究活動を目的として外国に渡航した者
 - ・研究者とは、教授、准教授、助教、講師、ポスドク・特別研究員等の各機関で雇用している教員及び各機関と一定の雇用契約で結ばれている研究員
- ※ ポスドク・特別研究員等の受入れ研究者数について、従前の調査では対象に含まれるかどうか明確ではなかったが、平成22年度の調査からは対象に含めることとしたため、平成22年度の図上の点を白抜きにしている。

研究者の海外への派遣の現状

外国への中長期派遣は全体的に減少傾向にあるが、国立大学等では増加傾向にある。



(文部科学省「国際研究交流の概況(平成22年度)」を元に高等教育企画課が作成)

<参考>

- ・調査対象期間:平成22年4月～平成23年3月。1か月(30日)を超える期間を中長期としている。
 - ・総数のうち、独立行政法人等は含まない。
 - ・機関別のうち、国立大学は、大学共同利用機関4法人を含まず、国立短期大学を平成9年度から調査対象に追加している。(ただし、国立短期大学は平成17年度までに国立大学と再編・統合されている。)
 - ・公私立大学は、平成9年度から調査対象に追加している。
 - ・高等専門学校は、国立高等専門学校を平成12年度から、公私立高等専門学校を平成22年度から調査対象に追加している。
 - ・受入研究者:機関で雇用している(非常勤も含む)外国人教官・研究員等、及び共同研究・学会・講演会・シンポジウム等で招へい・来日した外国人研究者
 - ・派遣研究者:機関に本務を置く者で、外国で行われる共同研究・学会出席・研究のための資料収集・研修など、研究活動を目的として外国に渡航した者
 - ・研究者とは、教授、准教授、助教、講師、ポスドク・特別研究員等の各機関で雇用している教員及び各機関と一定の雇用契約で結ばれている研究員
- ※ 従前の調査では対象に含まれるかどうか明確ではなかったが、平成20年度からポスドクを、平成22年度調査からポスドク・特別研究員等を対象に含めることとしたため、平成20年度以降の図上の点を白抜きにしている。

我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン(抄)

大学グローバル化検討ワーキンググループ

ダブル・ディグリー・プログラム

我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム。

ジョイント・ディグリー・プログラム

我が国と外国の大学が、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム(我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていない)。その際、学位記は各関係大学が授与するが、そのほかに、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサティフィケート(証明書)を発行することが想定される。なお、これには、国内大学の共同実施制度(国公私を通じ、複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成し、共同で1つの学位を授与するもの)は含まない。

<注>

「ダブル・ディグリー」及び「ジョイント・ディグリー」の定義については、海外においても同様ではなく、一方ではダブル・ディグリーを複数の高等教育機関によりそれぞれ発行される2枚の学位記、ジョイント・ディグリーを2又はそれ以上の機関が発行した単一の学位記であると考えられる場合もある。他方では、ジョイント・ディグリーについて、国による学位記を伴わずに、プログラムを提供した機関自身により発行される共同の学位記(この場合の「共同の学位記」については、法令上の位置づけは明確でない)とする場合もある。